た、「上記以外に該当するものの額」の欄には、「経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額」の内訳として、無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）、繰延税金資産、退職給付に係る資産及び他の金融機関等向けエクスポージャー以外のものがある場合に、その項目及び額を記載する（例えば、自己資本比率改正告示附則第五条第一項又は第三項に規定する土地再評価差額金に係る経過措置を適用する場合における、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額等）。

c　「マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額」とは、自己資本比率告示第三十四条又は持株自己資本比率告示第二十三条の規定に従い算出された額を八パーセントで除して得た額をいう。

d　「オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額」とは、自己資本比率告示第三十五条又は持株自己資本比率告示第二十四条の規定に従い算出された額を八パーセントで除して得た額をいう。

e　「信用リスク・アセット調整額」とは、内部格付手法採用行において、自己資本比率告示第三十六条第一項又は持株自己資本比率告示第二十五条第一項の規定に従い算出された額をいう。

f　「オペレーショナル・リスク相当額調整額」とは、先進的計測手法採用行において、自己資本比率告示第三十六条第二項又は持株自己資本比率告示第二十五条第二項の規定に従い算出された額をいう。

(4)　その他

a　本様式に定める各項目につき、自金融機関で該当する額が無い場合は行を削除せず、「－」を記載すること。

b　表示単位（「百万円、％」又は「千円、％」）を表の枠外に記載すること。

c　本様式における「当期末」、「前期末」の表記につき、中間連結会計年度の開示においては「当中間期末」、「前中間期末」と、四半期の開示においては「当四半期末」、「前四半期末」とそれぞれ読み替えるものとする。

別紙様式第一号及び別紙様式第二号を次のように改める。

（別紙様式第一号）

（単位：百万円、％）

国際様式の該当番号	項目	当期末	前期末
普通株式等Tier１資本に係る基礎項目　(1)			
１ａ＋２－１ｃ－26	普通株式に係る株主資本の額		
１ａ	うち、資本金及び資本剰余金の額		
2	うち、利益剰余金の額		
１ｃ	うち、自己株式の額（△）		
26	うち、社外流出予定額（△）		
	うち、上記以外に該当するものの額		
１ｂ	普通株式に係る新株予約権の額		
3	評価・換算差額等及びその他公表準備金の額		
6	普通株式等Tier１資本に係る基礎項目の額　(イ)		
普通株式等Tier１資本に係る調整項目　(2)			
8＋9	無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額		
8	うち、のれんに係るものの額		
9	うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額		
10	繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額		
11	繰延ヘッジ損益の額		
12	適格引当金不足額		
13	証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額		
14	負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額		
15	前払年金費用の額		
16	自己保有普通株式（純資産の部に計上されるものを除く。）の額		
17	意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額		
18	少数出資金融機関等の普通株式の額		
19＋20＋21	特定項目に係る十パーセント基準超過額		
19	うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額		
20	うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額		
21	うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額		
22	特定項目に係る十五パーセント基準超過額		
23	うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額		
24	うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額		
25	うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額		
27	その他Tier１資本不足額		
28	普通株式等Tier１資本に係る調整項目の額　(ロ)		